下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第45回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成22年12月3日(金)10:05~16:50

2 場所

最高裁判所中会議室

- 3 出席者
- (委員)池上政幸,出田孝一,伊藤眞,大橋寛明,奥田昌道(委員長),中田裕康,夏樹静子,平木典子,堀野紀,明賀英樹(敬称略)
- (庶 務) 戸倉総務局長, 菅野審議官, 氏本総務局第一課長
- (説明者) 大谷人事局長. 徳岡人事局任用課長
- 4 議題
- (1)協議
 - ・ 平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
 - 平成23年4月期の弁護士任官候補者について
- (2) 次回の予定について
- 5 議事
- (1)協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成22年下半期の判事補から 判事への任命候補者及び判事の再任候補者、平成22年4月に出向から判事補 に復帰後、10月18日付けで判事任命資格を取得する判事への任命候補者並 びに平成22年9月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結 果が報告された。 また、庶務から、広島地域委員会から、前々回の札幌地域委員会からの意見と同様、弁護士会等に情報提供に関する周知等を行うに際しては、段階評価式アンケートに関する注意事項を注記する必要はないとする意見が提出されたことが報告された後、これについては、前々回の委員会においても、従来どおり、引き続き注意を喚起する必要があるとされたところであるが、このところ、既に委員会において一定の方針が示された同一事項について、重ねて議論を求めるようなものが多くなっているので、今後は、委員から希望があれば当該委員には事前閲覧の際等にどのような要望等が来ているのか示すこととし、委員長と相談の上、新規性のないもの、実質的な内容を伴わないものについては、委員会であえて報告することは差し控える取扱いとしたいと提案された。これに対して、各委員からは、特に意見が述べられなかった。

平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者に ついて

庶務から、9月8日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月30日に作業部会が開催され、9月の委員会において重点審議者とされた者等についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。その後、平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者117人のうち、1人が再任願いを取り下げたことが報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られること、各地域委員会では、段階式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当

委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していること、このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれているが、作業部会においては、これまでと同様、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については、一律に排除することなく、個別に適格性を判断することとし、検討の対象に含めて作業がされていることが説明された。なお、作業部会では、地域委員会から送られた弁護士からの情報の中で、具体的な事実に関する情報のほかに、評価の対象とされた裁判官に対する段階評価の平均点や他の裁判官と比較した順位等を摘示しているものがあったところ、このような情報部分については、段階評価式アンケート方式の情報提供をあらかじめ排除している趣旨に照らしても、本来、情報の適格性に問題があるものとして取り扱うべきであるとの意見が多数を占め、この部分を資料から除外して検討されたことが報告された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後も、弁護士会 経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対し働きかけて いく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会の判断と同様に、評価 の対象とされた裁判官に対する段階評価の平均点や他の裁判官と比較した順位 等を摘示している部分は資料としないが、顕名で具体的事実を指摘するものに ついては、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとし て審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会において 重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者について報告され、審 議の結果、重点審議者に追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者116人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、113人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。なお、1人については、指名することの

適否について判断を留保し、次回以降の委員会で更に審議することとされた。

・ 平成23年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月8日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者8人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、5人については裁判官として指名することが適当であると、3人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

なお、個別の検討を行う前後に、最高裁判所から提出された資料に関して以下の議論がなされた(■:委員長、〇:委員、●:庶務)。

- 〇:任官希望者が調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出されているが、実は、私は、調停官をしていた裁判所を監督する高等裁判所の所在地に置かれた地域委員会に対して、その情報が提供されていると思いこんでいた。地域委員会が情報を収集する上で、その情報は重要な情報であるし、また、その情報についての調査の必要性等については地域委員会が具体的に検討するのが一番適するのではないかと考えるので、その情報は、次回以降は、地域委員会に提供して、必要に応じて地域委員会で検討するのが望ましいのではないか。判事任命、再任の重点審議者についての所長等作成の報告書は、地域委員会に提供しているので、調停官の資料も、地域委員会に提供するのが望ましいと考える。
- ●:委員から今後のこととして意見が述べられたが、調停官の執務状況に関する 資料が最高裁判所から当委員会に直接提供されることは、委員が就任する前 からの運用である。最高裁判所は指名の適否の判断に必要な資料を当委員会 に提出することとされ、その中心的なものは、再任の関係でご覧になっていた だいた人事評価その他の資料があげられる。ただ、それらの資料だけでは地

域に即した情報が把握できていない場合があるということで、情報収集機関として地域委員会が設けられている。このように当委員会に対する資料や情報のルートは、最高裁判所からのルートと、地域委員会からのルートと二つ並立するという仕組みがとられている。その上で、調停官も非常勤の裁判所職員であるので、その執務状況に関する情報も、一種の人事評価に関するものとして最高裁判所の職責に基づいて収集し、直接当委員会に提供するという運用がされてきたものと承知している。他方、 判事任命、再任の重点審議者についての所長等作成の報告書を地域委員会に提供していることについては、多数の判事任命、再任候補者がいる中で、当委員会が地域委員会に重点審議者に関する情報の収集を依頼する際に、当委員会がどういう問題意識に基づいて重点審議者としたのか知ることが出来る資料を提供した方が地域委員会の情報収集作業に有益であるとの議論を経て、重点審議者に限っては、名簿以外に所長等作成の報告書等を提供することとなった経緯があり、 調停官に関する報告書とは事情が異なると思われる。

- 〇: 当委員会が出来る前の一般規則制定諮問委員会において、地域委員会の位置付けについて議論がされたが、地域委員会は、集められた情報を当委員会に伝達するだけではなく、集められた情報を調査した上で意見を付けて当委員会に報告するという機能を持つものとされたと承知している。その点を踏まえれば、地域において生じた情報は、裁判所が指名候補者の担当事件に関して掌握した情報だけではなくて、司法行政上の方法でしか掌握出来ない情報であっても、地域委員会に提供した方が妥当なのではないか。そのことによって、特に問題が生じる訳ではないと考える。
- ●:地域委員会が情報収集活動を行う上で、調停官の執務状況に関する所長の報告書の提供を受ける具体的な必要性があるかという観点から考える必要があるものと思われる。
- 〇:地域委員会の機能を考えると、調停官の執務状況に関する資料はむしろ大事な情報である。調停官としてその地域でしか分からない情報は、地域委員

会に根ざした上で調査すべきであり、司法行政上得られた情報だからといって、調停官の執務状況に関する資料を出さないことに合理的な理由はなく、判事任命、再任候補者の重点審議者について10年間の人事評価を地域委員会に提供するのと同様に、弁護士任官候補者についても、できるだけ広く地域委員会に情報を出した上で検討するほうがよいと考える。

- ●:本年7月開催の第43回委員会における弁護士任官候補者に関する審議の際にも、委員の1人から、最高裁判所から提供された資料の一部について、地域委員会にも提供されるべきであり、地域委員会でも検討されるのが望ましいとの意見があったが、最高裁判所から提供された資料を地域委員会にも提供すべきか否かは、必要に応じて当委員会において個別に検討して決するべきものであり、本件においてはその必要はないこととされた。したがって、地域委員会に調停官の執務状況に関する資料を提供することについても、一律に提供しないということではなく、当委員会で必要に応じて個別判断の上、提供の必要性が認められれば、提供することになるものと承知している。
- 〇:地域の中の情報ということであれば、当委員会に寄せられる情報は全て地域の中で生じているともいえる訳であるから、地域の中の情報だからということだけで、調停官の執務状況に関する資料を地域委員会に提供する扱いとすべきだとするのは適当ではなく、その情報がもっている性質によって、考えなければならないのではないか。
- 〇:下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条で地域委員会の権限が定められているが、その中で、地域委員会の情報収集権が確立しており、地域委員会はいろいろな情報を収集できるような位置付けになっている。調停官の執務状況に関する情報をどこに提供するかとの従前の議論を自分は承知していないし、個別判断の上、必要性が認められるときには、当委員会から地域委員会に回すというのは実質的に不可能ではないか。あえて調停官の執務状況に関する資料は地域委員会を経由しないとする意見は理解できない。
- 〇:調停官の執務状況に関する資料が地域委員会を経由しないことで弁護士任

官候補者に関する情報が集まらないということがあるならともかく、現在の 運用で特段支障が無いのであれば、調停官の執務状況に関する資料はプライ バシーに関する情報であるので、真に必要性が無ければ、範囲を広げて出さない方が良いのではないか。

- 〇:現在の運用で個別に支障が生じた場合に、改めて検討すればよいのではないか。
- ■:以上の議論を踏まえると、調停官の執務状況に関する資料の運用については、従来どおりでよいとご了承いただくこととしたい。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成22年12月21日(火)午前10時から開催され、 平成23年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以上